

法テラス秋田での取組

法テラス秋田法律事務所



秋田弁護士会会員
重富 琢也
Shigetomi, Takuya

1 はじめに

秋田は冬が寒いのを除けば、環境もよく、食べ物もおいしい、すばらしい県です。観光資源もたくさんあり、昨年は法律事務所全員で大曲の花火大会を見に行きました(写真をご覧ください。と言っても、カラーではないので、伝わりにくいです。ぜひ皆さん、足をお運びいただければ、と思います)。

観光ばかりしていると誤解されては困るので、赴任の経緯・活動についてご報告いたします。

私は刑事弁護に興味があり、裁判員裁判に関わりたくてスタッフ弁護士になりました。養成事務所は北千住パブリック法律事務所であり、刑事事件や一般民事事件を中心に養成を受けました。そして、2015年1月に秋田に赴任しました。

法テラス秋田法律事務所では、初代スタッフ弁護士以来の伝統もあってか、2名のうち最低1名は、刑事弁護畑のスタッフ弁護士が配属されていたように思います。私が赴任した当初は伊藤荘二郎弁護士(現・法テラス多摩法律事務所所属)がおり、まさに刑事弁護畑のスタッフ弁護士でした。したがって、私には、刑事弁護以外の分野、すなわち、司法ソーシャル



ワーク分野にも取り組むよう法テラス本部から期待されているのだろう、と理解しました。

2 秋田での司法ソーシャルワークについて

(1) ところで「司法ソーシャルワーク」と言っても、そもそも中身もよくわからない上、連携先が湧いて出てくるわけでもありません。そこで、赴任してすぐに地域包括支援センター等の関係機関に一人で挨拶に回りました。しかし、挨拶に回って連携できるほど、事は単純ではありません。相手の立場に立ってみれば、「長崎出身(秋田からすれば九州は遠い所のような)だ」という弁護士が挨拶に来たけど、何の役に立つの?」って感じだったと思います。ただ、従前のスタッフ弁護士の活動のおかげで、一部の人々は好意的に受け入れてくれ、勉強会等の紹介を受けました。そこで、幾つかの勉強会に参加し、どういう法的需要があるかを探しました。

秋田は超高齢化社会を迎えており、福祉関係者のみならず、医療関係者もこの問題に取り組んでいます。とりわけ、在宅介護・在宅医療をどうしていくか、という問題は切実な課題です。秋田大学医学部で毎月開催される勉強会に参加し、その会を通して、いろんな人(介護施設関係、介護サービス関係、医療関係、薬事関係等)と知り合うことができ、徐々に個別的な連携を図ることができるようになりました。

とりわけ、上記のような活動を通じて、病院の相談室のメディカルソーシャルワーカー(以下「MSW」と略す。)と連携する機会が多くなりました。個人的な感覚ですが、病院の相談室に来る案件の中には、かなり法律的な要素も含まれており、弁護士の連携が必要な領域ではないか、と思われれます。例えば、お金がない→病院に行けない→病気放置→入院→なぜお金がないのか→借金・無職→債務整理・生活保護が必要、といった感じですが。連携先のMSWの皆さんは優秀で、そこまでやるのか、というくらい徹底して患者さんを支援します。しかし、何件か一緒に事件をやってみて、やはり弁護士がやったほうがいい部分はあり、今後もMSWの皆さんと連携して、患者さんの安定した生活

への法的支援をしたい、と思っています(なお、同じ事務所の大野鉄平弁護士の話によると、海外ではメディカル・リーガル・パートナーシップが実施されているそうです)。

(2) 私は、連携先との間で協定を作るといった制度作りをしたわけではありません。しかし、個別の連携事例を通して、秋田の福祉関係者・医療関係者の皆さんに、利用者のために「弁護士に相談する」という発想を持ってもらえた、と思います。その結果、少しでも多くの市民の皆さんが、弁護士会や法テラスに相談に行き、適切なリーガルサービスを受けられるようになったのならば、私なりの司法ソーシャルワークに意味があったのではないかと、思います。

3 刑事裁判について

(1) 秋田市のスタッフ弁護士は、被疑者国選当番名簿に入っていない。したがって、なかなか受任者が見つからない単独事件が配点されたり、裁判員裁判の2番目に選任されたりする形で、刑事事件を受任することになります。

既に述べたとおり、刑事事件がやりたくてスタッフ弁護士になりましたので、事件があまり回ってこないことは残念でした。しかし、幸いなことに、昨年、4件の裁判員裁判を担当することができました。秋田では同年に7件の裁判員裁判が実施されたようなので、半分以上の裁判員裁判に関与させてもらえたことになります。

どの事件も思い入れのある事件ばかりであり、ここには書き尽くすことはできませんが、被告人・相弁護人とともに一喜一憂しながら事件に取り組めたことは、今後の弁護人人生にとって、貴重な財

産になると思っています。

(2) 秋田では、法曹三者の協議がよく行われており、刑事裁判関係で思い起こすと、裁判員裁判に関するもの(年に数回)、一部執行猶予制度に関するもの、若手弁護士と刑事裁判官の意見交換会などが行われていました。私もできる限り積極的に参加し、弁護人としての立場から裁判所・検察庁に対して意見を出すことができ、貴重な経験になりました。

(3) 以上のように、秋田では、1つ1つの機会にじっくりと刑事弁護について考えることができました。

4 秋田弁護士会の一員として

(1) 秋田弁護士会の会員数は決して多くはありません。したがって、若手からベテランまで全員で会務活動に臨んでいます。私も、弁護士会の一員として、様々な会務活動に参加しました。人権救済の手続、弁護士会のイベント(講演・デモ・演劇等)の仕事、施設見学など、東京にいた頃には経験できなかったことを経験でき、とても勉強になりました。

(2) また、修習担当の会員からの依頼で、修習生を数日預かること

もよくありました。自分が扱っている刑事事件を、修習生と一緒に考えるというスタンスで、接見や量刑データの検索に行ったり、ケースセオリーについて考えたりなどしました。第一東京弁護士会で手厚い修習を受けた私としては、修習生の面倒を見る機会を得られて、少しは恩返しできたのかな、と思います。

5 最後に

以上のように充実したスタッフ弁護士としての活動を行えたのは、秋田弁護士会の会員の皆様、秋田地方裁判所をはじめとする司法関係者の皆様から、私の活動に対してご理解とご協力をいただけたからだと思っています。この場で御礼を申し上げます。これからも法テラス秋田をどうぞよろしくお願い申し上げます。



法テラス秋田法律事務所メンバー

期待の後輩、ますますはばたけ！

初めて北千住パブリックに面接に来たとき、「刑事弁護に興味があります」「ローマ法」にも興味があります！」と笑顔で話していたのが印象的でした。第一印象は「頭堅そう・・・」(笑)。ですが、北千住に入ってきて、数か月でその不安は見事に打ち砕かれました。理論家で、物事を緻密に考える一方で、刑事弁護に必要な熱意や瞬発力も兼ね備えていました。何より、依頼者の目線に立って、1つ1つの事件に一所懸命に取り組む姿は非常に好印象でした。思えば、ローマ法は法の原点ともいえる存在です。それに興味がある彼は、何事も原点に立ち返って考え、答えを導き出していました。迷ったら原点に立ち返って考える。それが刑事弁護なら、被疑者・被告人の利益とは何か、に立ち返ることで最良の選択をできていました。縁もゆかりもない秋田の地で充実した活動をできているのも、こうした彼の地道で謙虚な姿勢と、人当たりの良さのためものです。スタッフ弁護士の先輩として、最も期待できる後輩です。今後も活躍を期待しています。

From 山本 彰宏(東京弁護士会会員)